

21文企広第 666-1 号
平成21年10月30日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣修

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

平成21年度 諮問第1号

1 諮問事項

- (1) 高額医療・高額介護合算制度に係る申請の勧奨に伴う個人情報の目的外利用等について
- (2) 上記目的外利用等に係る本人通知の省略について

2 諮問の趣旨

高額医療・高額介護合算療養費の支給制度に係る被保険者の申請漏れを防止するため、支給対象となる被保険者を抽出し、直接本人に対して申請の勧奨を行うことが求められています(平成21年5月19日付厚生労働省保険局高齢者医療課長通知)。

このためには国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の各被保険者情報を突合することが必要であり、各保険者間で行うことになる個人情報の提供、収受が個人情報の取扱いにおける目的外利用、外部提供、外部結合及び本人同意のない個人情報の収集にあたることとなります。

これらの取扱いは法令に規定のある場合などを除いて制限されていることから、審議会の意見をお伺いするものです。

また併せて、それぞれの取扱いに係る事後的な本人通知の省略の可否についてもお伺いします。